2年に一度の調査にご協力ください
住民意識調査

区民の皆さんから区政の各分野についての意向や要望をお聴きし、区の施策推進・政策立案の基礎資料とするため、住民意識調査を行います。この調査の対象となった方には、区が委託した調査員が直接、今月中旬以降に調査票をお届けし、後日、改めて回収に伺います。

[対象]住民基本台帳から無作為に抽出した20歳以上の方1500人**[問合せ]**広報広聴担当☎5608－6222　＊調査結果は、本紙や区ホームページ等に掲載

ご協力ありがとうございました
平成28年経済センサス－活動調査

事業所を対象とした、経済センサス－活動調査にご協力いただき、ありがとうございました。皆さんから提出された調査票は、厳重に保護され、外部に漏れることはありません。もし、提出がお済みでない場合は、至急ご提出をお願いします。なお、この調査の集計結果は、平成29年5月以降に順次公表する予定です。

[問合せ] 区民活動推進課統計担当☎5608－6275　＊この調査の詳細は、総務省統計局のホームページを参照

大切な一票を活（い）かすため、必ず投票しましょう
参議院議員選挙

[投票日時]7月10日（日）午前7時～午後8時**[持ち物]**入場整理券　＊入場整理券は、世帯の対象者全員分を一つの封筒に入れて郵送　＊入場整理券がない場合でも対象者であれば投票可**[区内で転居した方の投票所]**▶平成28年6月1日までに転居の届出をした方＝新住所地の投票所　▶28年6月2日以降に転居の届出をした方＝前住所地の投票所

■点字投票

目の不自由な方は、点字で投票することができます。

■代理投票

身体に障害等があり、候補者名や政党名を記入できない方は、係員が代筆します。

■体が不自由な方への介助

車椅子を利用する方などは、係員が投票所内の移動を介助します。

■期日前投票

仕事やレジャー等で投票日に投票できない方は、期日前投票ができます。

■選挙公報

選挙公報は、区内の全てのご家庭に配布します。また、各出張所・図書館等でもご覧になれます。

[問合せ]選挙管理委員会事務局☎5608－6320

ご協力ください
夏期の節電

7月～9月に区役所等の区施設で、節電を実施します。

区民の皆さんも、体に負担のかからない範囲で節電にご協力をお願いします。暑さを和らげる工夫として、すだれの活用や緑のカーテンの育成、打ち水などが効果的です。エアコンを使う場合、設定温度を1℃下げるよりも扇風機を併用する方が節電になります。また、エアコンの室外機は日が当たらないようにすると、冷却効率が良くなり節電につながります。

[問合せ] 環境保全課環境管理担当☎5608－6207

ご注意ください
光化学スモッグ

日ざしが強い・風が弱い・気温が高いなどの気象条件がそろうと、光化学スモッグが発生しやすくなります。光化学スモッグは、喉の痛み、吐き気、目のかゆみ、手足のしびれ、呼吸困難、意識障害等の症状を引き起こすおそれがありますので、光化学スモッグ注意報等が発令された場合は、外出や屋外での運動を控え、窓を閉めましょう。もし、上記のような症状がでた場合には、うがいをしたり、水道水で目を洗ったりしてください。それでも症状が治まらない場合は、最寄りの医療機関や保健センターへご相談ください。

[問合せ]▶環境保全課指導調査担当☎5608－6210　▶向島保健センター☎3611－6135　▶本所保健センター☎3622－9137

夏を快適に過ごしましょう
クールシェア

夏の昼間は公園の木陰や水辺、図書館等に出かけて、みんなで涼しさを共有するクールシェアをしてみませんか。熱中症の予防や自宅の節電につながります。また、家族全員が一部屋で過ごせば、エアコンの使用台数が減り効果的です。

[問合せ]環境保全課環境管理担当☎5608－6207

ポイント券と交換します
すみだぽいんと終了

墨田区商店街連合会が実施している「すみだぽいんと事業」は、9月30日をもってポイントの使用ができなくなります。なお、現在お持ちのポイントを平成29年3月31日まで使用できる〝すみだぽいんと券〟に交換しています。期限を過ぎると無効となりますので、ご利用の方はポイントカードをご持参のうえ、お早めにお越しください。

[交換期間]9月30日（金）までの午前10時～午後4時　＊土・日曜日、祝日を除く**[交換場所]**墨田区商店街連合会事務局（区役所14階産業経済課内）**[問合せ]**墨田区商店街連合会事務局☎5608－1111（内線5436）

夏季利用申込みを受け付けます
あわの自然学園

[とき]7月20日（水）～8月31日（水）　＊区の事業等により、利用できない日および一部の部屋だけの利用となる日あり**[ところ]**栃木県鹿沼市上粕尾1041（東武日光線新鹿沼駅から、バスで約1時間20分）**[対象]**区内在住在勤者を含む3人以上の団体**[利用料（1泊）]**▶大人＝600円　▶3歳～中学生＝150円　▶2歳以下＝無料　＊別途、食事代が必要**[申込み]**事前に直接、学務課給食保健・就学相談担当（区役所11階）☎5608－6304へ　＊電話で空室状況の照会も可

ご注意ください
集会所等の一時休館

江東橋集会所（江東橋5－16－15）および立川集会所（立川1－5－2）、吾妻橋会館（吾妻橋1－23－27）は、施設改修等のため一時休館します。

[休館期間]▶江東橋集会所＝7月19日（火）～9月3日（土）　▶立川集会所＝7月21日（木）～8月31日（水）　▶吾妻橋会館＝8月1日（月）～31日（水）**[問合せ]**▶区民活動推進課区民活動推進担当☎5608－6201　▶墨田まちづくり公社☎3616－5254

ご注意ください
社会福祉会館の臨時休館

社会福祉会館（東墨田2－7－1）は、参議院議員選挙の投票所になるため、投票日当日は臨時休館となります。

[休館日]7月10日（日）**[問合せ]**社会福祉会館☎3619－1051

区政情報番組 ウィークリー すみだ 7月の番組表

キャスター
太田聖子さん

毎日、午前9時、正午、午後4時・8時から地上デジタル11チャンネルで放送しています（各15分間）。なお、放送終了後、区ホームページでもご覧いただけます。
[問合せ]広報広聴担当☎5608－6220

区＝こんにちは、区長です　数＝数字が語るわがまちすみだ　知＝すみだのそこが知りたい　北＝すみだと北斎　特＝特集　き＝きらっと すみだモダン

	午前9時	正午	午後4時	午後8時
7月3日（日）～9日（土）	区新墨田区基本計画を策定しました 数夏はやっぱり！隅田川花火大会			
7月10日（日）～16日（土）	特人が支えあう高齢者施策	区新墨田区基本計画を策定しました 数夏はやっぱり！隅田川花火大会	特人が支えあう高齢者施策	区新墨田区基本計画を策定しました 数夏はやっぱり！隅田川花火大会
7月17日（日）～23日（土）	知暑さに負けず、夏を乗り切ろう！ 北楽しもう！北斎作品			
7月24日（日）～30日（土）	知暑さに負けず、夏を乗り切ろう！ 北楽しもう！北斎作品	特人が支えあう高齢者施策	知暑さに負けず、夏を乗り切ろう！ 北楽しもう！北斎作品	特人が支えあう高齢者施策
7月31日（日）～8月6日（土）	知アウトオブキッザニア＆宝探し きすみだモダン認証商品から２点紹介			

＊内容が一部変更になる場合があります。ご了承ください。
＊ケーブルテレビへの加入・問合せは、（株）J: COM東京すみだ・台東☎0120－999－000へ

毎月5日は すみだ環境の日

7月のエコしぐさ
暑い夏
緑のカーテン　涼やかに

墨田区環境キャラクター「地球くん」

広告　ケーブルテレビもネットも電話もまとめてお得に。ご相談は地元のJ:COMすみだ・台東へ　☎0120-999-000（9:00～18:00）

お送りしました
にこにこ入浴証引換はがき

区内在住の65歳以上の方（特別養護老人ホーム入居者を除く）に、にこにこ入浴証引換はがきをお送りしました。

お近くの公衆浴場で、にこにこ入浴証と引換えの上、ご利用ください。毎週金曜日は無料で、特定日（毎月25日のすみだ家庭の日、5月5日、9月15日、12月21日）は半額で入浴できます。

また、今回から金曜日と特定日が重なった場合は、その前日が無料の日となります。ご利用の際にはご注意ください。

[問合せ]高齢者福祉課支援係☎5608－6168

まもなく申請期限です
高齢者向け給付金（年金生活者等支援臨時福祉給付金）

高齢者向け給付金（年金生活者等支援臨時福祉給付金）の申請期限が迫っています。申請がお済みでない方は早めに申請してください。なお、申請方法等の詳細は問い合わせるか、区ホームページをご覧ください。

[申請期限]7月29日（必着）**[問合せ]**▶墨田区臨時福祉給付金ご案内専用ダイヤル☎6667－6530　▶厚生課臨時給付金担当☎5608－1224

すみだ北斎美術館開館記念
全国障害者アート公募展「みんな北斎」

すみだ北斎美術館の開館を記念して、障害のある方が持つ多彩なパワーを発掘し、北斎の生誕地である〝すみだ〟から全国に発信する全国障害者アート公募展「みんな北斎」を開催します。応募作品のうち、入選・入賞作品は、12月9日（金）～11日（日）にスペース634（押上1－1－2東京ソラマチ®5階）で展示します。

[作品の規格]平面作品または高さ2.2m以下の立体作品　＊1人（1グループ）、3点まで応募可**[対象]**障害のある個人またはグループ**[費用]**無料＊応募に係る費用（郵送料等）は自己負担　＊応募用紙は障害者福祉課（区役所3階）で配布しているほか、区または、エイブル・アート・ジャパンのホームページからも出力可**[申込み]**応募用紙、作品の写真、返信用封筒（82円切手を貼付）を、郵送で8月10日～9月10日（消印有効）に、「みんな北斎」係（〒101－0021千代田区外神田6－11－14アーツ千代田3331－208 NPO法人エイブル・アート・ジャパン内）へ

■パネル展示・オープンワークショップ「ほくさいあそび」

「冨嶽三十六景」等の北斎作品や「すみだ 北斎美術館」のパネル展示のほか、「北斎」をテーマに絵を描きながら体と心で楽しむワークショップを行います。作った作品は全国障害者アート公募展「みんな北斎」に応募することもできます。

[とき]7月23日（土）午前10時半～午後4時半**[ところ]**すみだ生涯学習センター（東向島2－38－7）**[対象／定員]**▶ワークショップ＝区内在住在勤在学で障害のある方　＊家族や介護者も参加可／一部先着20人　＊詳細は問合せ先へ**[費用]**▶パネル展示＝無料　▶ワークショップ＝300円（材料費）**[申込み]**▶パネル展示＝当日直接会場へ▶ワークショップ＝事前に住所・氏名・年齢・電話番号・障害の種別・参加人数を、電話またはファクス、Eメールで「みんな北斎」係（NPO法人エイブル・アート・ジャパン内）☎5812－4622・FAX5812－4630・✉minnahokusai@ableart.orgへ　＊申込みは7月19日まで

[問合せ]▶「みんな北斎」係（NPO法人エイブル・アート・ジャパン内）☎5812－4622　▶障害者福祉課庶務係☎5608－6217

安全に花火見物を
障害のある方向け隅田川花火大会の観覧席

障害のある方に安心して花火をご覧いただけるよう、観覧席を用意します。

[とき]7月30日（土）午後5時半～8時半**[ところ]**桜橋デッキスクウェア**[対象]**区内在住で身体障害者手帳または愛の手帳をお持ちの方　＊障害のある方1人につき介助者1人の付添いが必要**[定員]**75組150人（抽選）**[費用]**無料**[申込み]**住所・氏名（フリガナ）・年齢・性別・電話番号、障害の種類と級（度）、車椅子利用の有無、介助者の氏名（フリガナ）・年齢・性別を、往復はがきで7月8日（必着）までに墨田区障害者団体連合会（〒130－0014亀沢4－18－11・亀沢のぞみの家 内）☎3624－3154へ　＊抽選結果は7月19日に返信予定

妊婦および妊娠の可能性がある方は特にご注意ください
海外でのジカウイルス感染症の流行

現在、中南米地域、タイ、フィリピン、ベトナムなどで、ジカウイルス感染症が流行しています。妊娠中にジカウイルスに感染すると、胎児に小頭症等の先天性障害を引き起こすことがあります。妊婦および妊娠の可能性がある方は、可能な限り流行地への渡航を控えてください。また、ジカウイルスは主に蚊を介して感染しますが、性行為によって感染する場合もあります。流行地域から帰国した男性は、症状の有無にかかわらず、最低8週間は性行為を控えることが推奨されています。

[問合せ]保健予防課感染症係☎5608－6191

犬を飼っている方はお忘れなく
飼い犬の登録と狂犬病予防注射

「飼い犬の登録」と毎年1回（4月～6月の間）の「狂犬病予防注射」は、犬の飼い主の義務として法律で定められています。飼い犬の登録をしていない方は、問合せ先で登録してください。なお、登録内容に変更があった場合や、犬が死亡したときなどは、必ず届出をしてください。

また、飼い犬に今年度の狂犬病予防注射を済ませていない方は、動物病院で早めに注射を済ませ、証明書を問合せ先へお持ちください。狂犬病予防注射済票を交付します。

[費用]▶飼い犬の登録手数料＝3000円　＊鑑札を交付　▶狂犬病予防注射済票発行手数料＝550円**[問合せ]**生活衛生課生活環境係（区役所5階）☎5608－6939

毎月1日は墨田区防災の日

7月1日の点検項目
備えよう
水・食糧は　わが家で

納入通知書を送ります
国民健康保険料の「公的年金からの特別徴収」

国民健康保険料の特別徴収の対象となる方については、世帯主の公的年金から、同じ世帯の国民健康保険加入者全員分の保険料を徴収します。対象となる世帯には、今月中旬に納入通知書をお送りします。

なお、特別徴収の対象となる世帯で、口座振替をご希望の場合は、口座振替への変更申出書の提出が必要です。すでに口座振替をご利用中の世帯でも、引き続き口座振替を利用する場合は、改めて申請が必要です。

[対象]次のすべての要件を満たす方▶世帯主が国民健康保険に加入している　▶同じ世帯の国民健康保険加入者が全員65歳～74歳である▶世帯主の年金受給額が年間18万円以上である▶介護保険料が年金から徴収されている　▶国民健康保険料と介護保険料の合算額が年金受給額の2分の1を超えない**[問合せ]**国保年金課こくほ資格係☎5608－6122

ご存じですか
国民年金保険料の免除制度等

国民年金制度には、保険料の納付が困難な方のために「保険料免除制度」と「納付猶予制度」があります。「納付猶予制度」の対象年齢はこれまで30歳未満の方に限られていましたが、7月から50歳未満の方も申請できるようになりました。

これらの制度は本人・配偶者（「保険料免除制度」は世帯主も）の前年の所得が一定基準以下の方が対象で、申請日より原則2年1か月前まで遡って申請できます。詳細はお問い合わせください。

[問合せ]国保年金課国民年金係☎5608－6130

あなたが撮った写真を掲載します
すみだ三十六景

現在、皆さんからご応募いただいた写真を本紙に掲載する「すみだ三十六景」の9月1日号掲載分の写真を募集しています。

[9月のテーマ]すみだの〝笑〟**[応募方法]**テーマに沿って区内で撮影した写真と作品名、コーナー名・住所・氏名・電話番号を、直接または郵送、Eメールで8月5日（必着）までに、〒130－8640広報広聴担当（区役所6階）☎5608－6223・✉OSHIRASE@city.sumida.lg.jpへ＊写真は▶直接・郵送＝A4サイズに出力するか、jpeg形式でCD-Rに保存　▶Eメール＝jpeg形式で添付（1通あたり3MB以内）　＊応募写真の中から数点を掲載**[注意事項]**▶被写体に人物が含まれている場合は、肖像権の侵害等が生じないよう、ご本人（未成年の場合は親権者）の了承が必要　▶応募者の氏名も掲載▶応募写真は区ホームページ等、他媒体で使用する場合あり　▶応募写真は紙面への掲載に当たり、一部手直しをする場合あり

薬物乱用は「ダメ。ゼッタイ。」

誘われても、勇気をもって、はっきりと断りましょう！

[問合せ]保健計画課保健計画担当☎5608－1305

☎＝電話　FAX＝ファクス　✉＝Eメール　🖳＝ホームページアドレス

広告　三代目橘家文蔵襲名披露　みつまさ寄席　文佐衛門vs金時　20日（水）pm6:00　¥3,000　☎（3631）0294